

# 櫃原運動公園の管理運営に関する基本協定書（案）

櫃原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の設置する公の施設である櫃原運動公園（以下「本件施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本件施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本件施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義が、乙の施設管理運営能力及びスポーツ振興事業能力を活用しつつ、地域住民等に対する健康増進の効果及び効率、サービス面での質を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本件施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（法令上の責任）

第5条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、櫃原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年櫃原市条例第14号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、櫃原市公園条例（平成17年条例第28号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び櫃原市行政手続条例（平成8年条例第28号）、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第6条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1(用語の定義)のとおりとする。

(対象施設)

第7条 本件施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 榎原運動公園
  - (2) 施設の所在地 榎原市雲梯町323番地の2ほか
- 2 本件施設は、管理施設と管理物品からなる。
- 3 管理施設及び管理物品の細目は、「管理運営の基準」に示すとおりとする。

(指定期間)

第8条 乙に本業務を行わせる期間(以下「指定期間」という。)は、令和4年4月1日から令和6年3月31日とする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第9条 乙が行う業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 施設運営業務
  - (2) 維持管理業務
  - (3) 経営管理業務
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲または乙が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、管理運営の基準に定めるとおりとする。
- 3 乙は、榎原市公園条例に規定する使用時間等を変更するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 次の業務については、甲が自らの責任と負担において実施するものとする。
- (1) 不服申し立てに対する決定
  - (2) 本件施設の目的外使用許可
  - (3) 法令等において甲が行うこととされるもの
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

(リスク分担)

第10条 本業務にあたり、想定される甲及び乙のリスク分担については、管理運営の基準の「リスク分担表」による。ただし、「リスク分担表」に記載のない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(業務実施条件)

第 11 条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、管理運営の基準に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 12 条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を以って第 9 条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第 3 章 本業務の実施

(善管注意義務)

第 13 条 乙は、善良なる管理者の注意を持って本件施設を管理しなければならない。

- 2 乙は、本業務の実施にあたって、自己の責めに帰すべき事由により本件施設を滅失し、または毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく本件施設を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって本件施設を原状に回復するために必要な措置を講じることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(本業務の実施)

第 14 条 乙は、関係法令等のほか、本協定、年度協定、募集要項等、提案書類及び第 27 条で規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、募集要項等、提案書類、事業計画書の間には矛盾または齟齬がある場合は、本協定、年度協定、募集要項等、提案書類、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書類、または事業計画書において募集要項等を上回る水準が提案され、甲乙協議のうえ実施するものは、提案書類、または事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第 15 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確

- 保し、必要な研修を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本件施設の視察を申し出ることができるものとする。
  - 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第 16 条 乙は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を第三者に委託することができる。
- 2 乙が、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(用役の調達・管理)

- 第 17 条 乙は、本業務を実施するために必要な用役をそれぞれ次項に規定する要領で調達し、管理するものとする。
- 2 用役については、乙が、自らの名義で、調達するものとし、乙は本業務の実施にあたって費消した用役の代金をそれぞれ調達先に支払うものとする。この場合、これらの費用は指定管理料に含まれるものとし、乙は甲に対して一切求償することはできないものとする。
  - 3 前項における榎原運動公園の用役の細目に関しては、管理運営の基準に定めるとおりとする。

(施設の維持管理等)

- 第 18 条 乙は、本件施設を管理運営の基準に基づき、適切に維持管理を行わなければならない。
- 2 管理施設の修繕については、1 件につき 100 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）を基準額として、事業計画書に計上された修繕費の計画額の範囲内で乙が自己の責任と費用において実施するものとする。
  - 3 前項の基準額を超える修繕については、甲乙協議により実施するものとする。
  - 4 乙が前 2 項に規定する管理施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、甲に対して予め承諾を得るものとする。
  - 5 乙は、本件施設の管理運営に係る経費のうち、当該年度の修繕の実績を明らかにした修繕報告書を各年度終了後、速やかに甲に提出するものとする。
  - 6 乙が各年度に実施した修繕業務の執行額が事業計画書に計上された修繕費の

計画額に満たない場合は、年度ごとに計画額から執行額を差し引いた額を指定管理料より減額するものとする。ただし、甲と協議のうえ承認を得たときは、当該差額を翌事業年度の修繕費に充当することができる。

- 7 乙が各年度に実施した修繕業務の執行額が事業計画書に計上された修繕費の計画額を超過した場合においても、甲は乙に支払う指定管理料を変更しない。ただし、特段の事情がある場合は、乙は甲と協議できるものとする。
- 8 乙が提案し、設置する施設等については、本条の規定にかかわらず、乙が自己の責任と費用において実施するものとする。
- 9 管理施設の設備に不具合が発生し、修繕が必要とされる場合は、乙が設備の不具合を甲に報告を行い、乙は、甲と協議の上、対応方法を決定するものとする。ただし、修繕が行えない場合でも、乙は管理運営を行わなければならない。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

- 第 19 条 乙は、本件施設の自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、管轄官庁に届け出なければならない。
- 2 乙は、甲から指定管理者として指定を受けた本件施設の自家用電気工作物について、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の義務を果たすものとする。
  - 3 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重しなければならない。
  - 4 本業務に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
  - 5 電気主任技術者として選任された者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行わなければならない。

(適正な労働環境の確保)

- 第 20 条 乙は、労働関係法令を遵守するとともに、施設の管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及向上に努めるものとする。

(緊急時の対応)

- 第 21 条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、マニュアルを整備し、本業務に携わる全ての従事者に周知徹底し、日頃から研修や訓練等を行わなければならない。
- 2 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
  - 3 事故等が発生した場合、乙は事故等の経過や原因等を明らかにするための調査

をし、甲に遅滞なく報告するものとする。当該調査に対し、甲は必要な協力をを行うものとする。

- 4 乙は、本件施設が本市において災害が発生した際に防災活動の拠点としての役割を担うことを十分に認識するとともに、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、本件施設が当該役割を果たす上で必要な一切の行為に協力するほか、平時においては、当該役割を担うための防災機能の維持その他の準備に協力するものとする。
- 5 乙は、本件施設において指定避難所に指定されている施設については、避難所の管理運営の一員として甲が求める会議や訓練等に参加するとともに、災害が発生した場合においては、適正な体制を整備し、甲の求めるところに従い、指定避難所の管理運営に協力しなければならない。災害の発生による帰宅困難者が発生し、受入れを行う必要がある場合も同様とする。

#### (秘密の保持)

第 22 条 乙は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、自己の使用人その他関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、本業務の内容等を他人に濫りに閲覧させ若しくは複写させまたは譲渡してはならない。
- 4 前 3 項に規定する義務は、指定期間終了後または指定取り消し後においても、なお存続するものとする。

#### (個人情報保護)

第 23 条 乙は、本業務の履行に際しては、個人情報の保護の重要性に鑑み、樫原市個人情報保護条例（平成 11 年樫原市条例第 17 号。以下「個人情報保護条例」という。）のほか、別紙 2（個人情報取扱特記事項）を遵守して、個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 乙は、自己の使用人その他関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

#### (情報公開)

第 24 条 本業務の履行にあたり、乙が甲に提出した文書、図面または電磁的記録（以下「文書等」という。）の情報公開については、樫原市情報公開条例（平成 10 年樫原市条例第 15 号）に定めるところにより取り扱うものとし、その他乙が当該業務の履行にあたり作成した文書等の情報公開については、乙が定めるところにより取り扱うものとする。

## 第 4 章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第 25 条 甲は、管理運営の基準に示す甲が所有する備品等（以下「貸与備品」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、貸与備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 貸与備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により、必要に応じて、自己の責任と費用により当該貸与備品を修繕するものとする。
- 4 前項の場合において、当該貸与備品の修繕が困難なときは、乙は、甲との協議により、同等の機能を有する備品等を自己の責任と費用により購入または調達するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 5 乙が前項の規定により購入または調達した備品等の帰属は、協議により決定するものとする。管理については、第 26 条第 2 項を適用する。
- 6 乙は、故意または過失により貸与備品を毀損・損失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対してこれを弁償し、または自己の責任と費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。
- 7 第 4 項及び第 6 項の場合において、甲との協議により、乙は、修繕が困難な貸与備品等を自己の責任と費用により廃棄処分するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第 26 条 乙は、本件施設の管理運営に必要となる備品等を自己の責任と費用により購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

- 2 乙は、自己の責任と費用により購入または調達した備品等（以下「所有備品」という。）を台帳に記載し、前条に規定する貸与備品と明確に区別して管理しなければならない。
- 3 前項に規定する所有備品は、乙に帰属するものとする。ただし、甲と乙の協議により、甲に所有権を移転することを妨げない。

## 第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第 27 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、本件施設の状態を適宜適切に把握したうえで、指定期間における保全計画を作成し、当該年度に実施する修繕の時期、内容、経費等を明らかにした修繕計画を事業計画書に定めるものとする。

- 3 甲及び乙は、事業計画を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(事業報告書等)

第 28 条 乙は、毎年度終了後、甲の指定する期日までに本業務に関し、甲に対して事業報告書を提出しなければならない。

- 2 乙は、事業報告書に、次に掲げる事項を記載し、乙の代表者がこれに記名、押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 本件施設の名称及び所在地
- (3) 対象年度の区分
- (4) 本件施設の利用実績及び自主事業の実施結果
- (5) 本件施設の管理運営に係る業務の結果
- (6) 本件施設の管理運営の収支決算及び自主事業の収支決算
- (7) 本件施設の管理運営に係る事業評価
- (8) その他管理の実態を把握するために必要な書類

- 3 乙は、甲が第 43 条または第 45 条に基づいて年度途中において指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

- 5 乙は、管理運営の基準に定めるところにより、甲の指定する期間ごとに本業務に関する業務報告書を提出するものとし、甲は必要に応じて、乙の業務に対し、監督または検査を行い、業務内容について指示するものとする。

(業務実施状況の確認と改善指示)

第 29 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時本件施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対し本業務の実施状況や経理に関し報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、その申出に応じなければならない。

- 3 前条及び本条第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が管理運営の基準等甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示するものとし、乙は、改善指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第30条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第31条 甲または乙は、指定期間中に特別の事情により当初合意された指定管理料が、不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知を以って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。また、過度な収益があった場合も同様とする。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第32条 乙は、本件施設に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

- 2 乙の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金に限る。

(利用料金の決定)

第33条 利用料金は、橿原市公園条例に規定する使用料の範囲内において乙が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議を行うものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意または過失により本件施設を滅失し、または毀損したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたとき、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第35条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰することが出来ない事由による

場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、乙に代わって第三者に対して賠償が生じた場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を乙に対して求償することができるものとする。

(保険)

第 36 条 本業務の実施にあたり甲が付保する保険は、次のとおりとする。

公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

- 2 本業務の実施にあたり乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。  
施設賠償責任保険  
第三者賠償保険
- 3 前 2 項のほか、乙は本業務の実施に際し生じるリスクに備え、自己の責任と費用で必要な保険に適切な範囲で加入するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 37 条 本業務の実施において、不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 38 条 本業務の実施において、不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲乙協議を行い、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 39 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議

の上、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

- 3 天災等により、乙が本業務の一部を実施できなくなった場合、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更できるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定期間の終了に際し、甲または甲が指定する者に対し、本件施設の運営が遅延なく、かつ円滑に実施されるよう本業務の引継ぎ等(本件施設の視察を含む。)について文書により行わなければならない。

- 2 本業務の引継ぎ等に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。

(原状回復義務)

第41条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として自己の責任と費用により本件施設を原状に回復し、甲に対して本件施設を明け渡さなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由なく前項に規定する原状回復義務を怠ったときは、乙に代わって原状回復のために必要な措置を講ずるものとし、この措置に係る費用は乙の負担とする。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は本件施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して本件施設を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 指定期間の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 貸与備品については、乙は、甲または甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 所有備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲乙協議の上、両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定する者に対して所有備品を引き継ぐことができるものとする。

## 第9章 指定管理満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により、その指

定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務に際し不正行為があったとき
  - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき
  - (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
  - (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定の解除の申出があったとき
  - (5) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取り消しの理由
  - (2) 指定取り消しの要否
  - (3) 乙による改善策の提示及び指定取り消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 本条第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

- 第44条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
  - (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
  - (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
  - (4) その他、乙が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

- 第45条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲乙協議の上決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 46 条 第 43 条から第 45 条までの規定により、本協定を解除した場合、第 40 条から第 42 条について、これを準用する。

## 第 10 章 その他

(渇水等による一部営業停止について)

第 47 条 甲は渇水等に起因する甲の施策によりプール等の営業を中止させる場合は、第 38 条及び第 39 条の規定に基づき甲乙協議するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 48 条 乙は本協定によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整会議等の設置)

第 49 条 甲及び乙は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を開催し、本業務を円滑に実施するため、協議を緊密に行うものとする。

2 前項の連絡調整会議等に係る日程調整や議事録作成の庶務は乙が処理するものとする。

3 甲及び乙は、協議の上、本条第 1 項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

4 甲及び全スポーツ施設の指定管理者が一同に集い、定期的に情報交換を行い、施設間の相互連携によるサービス品質向上と均質化を図ること等を目的に、スポーツ施設指定管理者運営協議会（以下「運営協議会」）を設置する。乙は、運営協議会に参加し、運営協議会の目的達成のために必要な業務及び協力を行うこと。

(自主事業の実施)

第 50 条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、予め甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲及び乙は必要な協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(経理の区分)

第 51 条 乙は、本業務に関する経理を明らかにするために、乙が関わる他の業務

に関する経理から区分して、本業務の経理を行わなければならない。

2 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理するために、必要な帳簿等を整備しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 52 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 53 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じるとき、または特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 54 条 甲が、本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 55 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(重要事項の変更届出)

第 56 条 乙は、定款、主たる事務所の所在地または代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に届出なければならない。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 檜原市八木町1丁目1番18号  
檜原市長 亀田 忠彦 (印)

(乙) (印)

(乙) (印)

(乙) (印)

## 別紙 1 (用語の定義)

- (1) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (2) 「管理施設」とは、本件施設における建築物の床面・壁面・天井、構築物・その他附属物、電気設備・機械設備・給排水衛生設備・空調設備・消防設備・放送設備・その他の設備等をいう。(管理運営対象外の施設・設備等を除く。)
- (3) 「管理物品」とは、貸与備品及び所有備品のほか、管理施設に収容される物品等をいう。
- (4) 「管理運営の基準」とは、橿原運動公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲を示した橿原運動公園指定管理者管理運営の基準のことをいう。
- (5) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が当該年度の指定管理料及びその支払い時期等について、指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、橿原運動公園指定管理者募集要項、様式集、管理運営の基準、橿原運動公園指定管理者募集要項に基づく質問回答書のことをいう。
- (8) 「提案書類」とは、指定管理者候補者の指定手続において、乙が甲に提出した提案書類、その他乙が本協定締結までに提出した一切の書類のことをいう。
- (9) 「事業計画書」とは、乙が提案書類の内容を基に、管理運営の基準に定めるところにより、甲に提出する事業計画書のことをいう。
- (10) 「事業報告書」とは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、乙が管理運営の基準に定めるところにより、甲に提出する事業報告書のことをいう。
- (11) 「指定開始日」とは、本協定第 8 条に定める指定期間の開始日のことをいう。

- (12) 「用役」とは、電気・電信、ガス、上下水道、燃料及び薬剤等をいう。
- (13) 「自主事業」とは、乙が本件施設の設置目的の範囲内で、甲の承認を得て魅力ある事業を独自に展開することをいう。
- (14) 「利用料金」とは、本件施設の利用の対価として支払われる有料施設等の使用に係る料金で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定により乙の収入として収受させることのできるもののことをいう。
- (15) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、広域に発生した感染症、その他甲及び乙の責めに帰することのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

その他本協定において定義されていない用語の定義は、募集要項等記載の例または社会通念上の用語の意義に従うものとする。

## 別紙2（個人情報取扱特記事項）

### （基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### （個人情報、データ等の管理）

第2条 乙は、個人情報保護管理者を定め、当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

2 乙は、当該業務に係る個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### （開示請求等への対応）

第3条 乙は、乙の保有する個人情報に関し、個人情報保護条例の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求または是正、再調査若しくは情報の提供の申出があったときは、甲の指示するところに従い、必要な措置をとらなければならない。

2 乙は、個人情報保護条例で定める個人情報保護制度運営審議会からの求めに応じて、当該業務に関して乙の保有する個人情報を提示し、若しくは審議会の指定する方法により分類または整理した資料を甲に提出しなければならない。

### （再委託の禁止）

第4条 乙は、個人情報に係る業務を自ら処理するものとする。やむを得ず第三者に再委託するときは、書面にて甲の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、乙は、当該再委託先に対し個人情報保護条例を遵守させなければならない。

### （目的外使用、複写及び複製の禁止）

第5条 乙は、当該業務に係る個人情報及びデータ等を当該業務の処理以外の用途に使用したり、第三者へ提供してはならない。

2 乙は、当該業務に関して取得し、または作成した個人情報が記載されている文書、図面または電磁的記録を複写し、または複製してはならない。但し、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

### （事故発生時における報告）

第6条 乙は、業務の履行にあたり、個人情報等、データ等に事故が生じたときは、

直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報 の返還等)

第7条 指定期間の終了または指定の取消しにより当該業務を終了したときは、乙は、甲の指示に従い、個人情報、データ等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。

2 前項の定めるデータ等の廃棄は、焼却、裁断、消去等当該データが第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙の故意または過失により、個人情報、データ等を漏洩したときは、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第9条 乙が、個人情報保護条例の規定に違反した場合は、同条例第45条及び第46条の規定を適用する。

### 別紙3 貸与備品一覧

名称	数量		場所	備考
寝台	1	台	救護室	
薬品戸棚	1	台	救護室	
回転椅子	1	脚	救護室	
特殊椅子	1	脚	救護室	
回転椅子	1	脚	事務所奥倉庫	
貨幣計算機	1	台	事務所奥倉庫	
手提げ金庫	1	台	事務所奥倉庫	
事務所内機器（カメラ・スピーカー）	1	式	事務所	
固定カメラ（赤外ディナイト）	7	台	公園内各所	
旋回カメラ（コンビネーション）	9	台	公園内各所	
ホーンスピーカー 15W	15	台	公園内各所	
手提げ金庫	1	台	プールサイド	
ドーム型カメラ（ポール取付）	5	台	プールサイド	
ドーム型カメラ	4	台	プールサイド	
背面式券売機	2	台	発券所	
手提げ金庫	1	台	発券所	
キャビネット	1	台	発券所	
紙幣計数機	1	台	発券所	
折りたたみ椅子	6	脚	ロッカールーム	
回転椅子	1	脚	50m プールスタンド棟	
肘付回転椅子	1	脚	50m プールスタンド棟	
薬品戸棚	1	台	50m プールスタンド棟	
キャビネット	1	台	50m プールスタンド棟	
競泳用自動計時システム	1	式	50m プールスタンド棟	
コースロープ巻取り機	9	台	50m プールスタンド棟	
タッチ板	1	式	50m プールスタンド棟	
タッチプレート収納台	1	式	50m プールスタンド棟	
ガーデンセット	1	式	50m プールスタンド棟	
折りたたみ椅子	14	脚	50m プールスタンド棟	
テント	3	張	50m プールスタンド棟	
プールカメラ用機器（標準ラック、レコーダー、パワーコントローラー、カメラコントローラー、モニタ）	1	式	放送室	

床頭台	1	台	放送室	
モクヘリン	8	個	放送室	
回転椅子	1	脚	放送室	
書類台（演台）	1	台	貴賓室	
コインロッカー自動集金装置	1	式	更衣室	
両替機	2	台	更衣室	
コインロッカー	1	式	更衣室	
コインロッカー（障がい者用）	2	台	更衣室	
手旗、門旗、ポール	3	基	軟式野球場	
物置（収納庫）	1	棟	ソフトボール場	
アンプ（ワイヤレス）	1	式	ソフトボール場	
ライムソワーにがりまき機	2	台	ジャンボスライダー下	
噴霧器	1	台	ジャンボスライダー下	
ハイバキューム	1	台	ジャンボスライダー下	
パワースプレア	1	台	ジャンボスライダー下	
スポーツトラクター	1	台	ジャンボスライダー下	
グラウンドマットハードレイキ	2	台	ジャンボスライダー下	
スポーツトラクター日除けあり	1	台	硬式野球場倉庫	
ミッドロータリーモア	1	台	硬式野球場倉庫	
グラウンドマット	1	台	硬式野球場倉庫	
フロントウェイト（20kg）	2	台	硬式野球場倉庫	
芝刈り機（乗用）	2	台	硬式野球場倉庫	
芝刈り機	4	台	硬式野球場倉庫	
グラウンドマットハードレイキ	1	台	硬式野球場倉庫	
スポーツトラクター	1	台	硬式野球場倉庫	
倉庫	1	棟	硬式野球場倉庫	
放送システム	1	式	硬式野球場観覧室奥	
物置（収納庫）	2	棟	硬式野球場	
トルーローラ	1	台	硬式野球場	
防球ネット	1	式	屋根付運動場	
フットサルゴール	1	組	屋根付運動場	
物置（収納庫）	1	棟	多目的グラウンド	
テニスポスト	9	台	テニスコート	
得点表	1	台	クラブハウス	
傘立て	1	台	クラブハウス	

長椅子	8	脚	クラブハウス	
コインロッカー	1	式	クラブハウス	
シューズボックス	1	台	クラブハウス	
ウォータークーラー	1	台	クラブハウス	
消火器	3	台	クラブハウス・事務所	
片袖机	8	台	事務所	
事務所用脇机	3	台	事務所	
事務用回転椅子	2	脚	事務所	
ラテラルキャビネット	1	台	事務所	
「e-古都なら」用端末機	1	式	事務所	
耐火金庫	1	台	事務所	
テレビ	1	台	事務所	
サッカーゴール（一般用）	1	対	多目的グラウンド	
サッカーゴール（一般用）	1	対	多目的グラウンド	
サッカーゴール（ジュニア）	2	対	多目的グラウンド	
フットサルゴール（アルミ）	4	組	多目的グラウンド	
サッカーゴールネット（一般用）	2	対	多目的グラウンド	
サッカーゴールネット（ジュニア）	2	対	多目的グラウンド	
フットサルゴールネット	4	組	多目的グラウンド	
ゴール置き台（兼） ゴールウエイト 20kg	28	個	多目的グラウンド	
選手用ベンチ 8 人用	4	台	多目的グラウンド	
選手用ベンチ 6 人用	4	台	多目的グラウンド	
審判員用ベンチ J	2	台	多目的グラウンド	
コーナーフラッグサッカー用	18	本	多目的グラウンド	
コーナーフラッグ置敷式	24	台	多目的グラウンド	
アシスタントレフリーフラッグ	4	個	多目的グラウンド	
デジタルスコアボード 45 分計付	2	台	多目的グラウンド	
デジタルスコアボード	2	台	多目的グラウンド	
アナログタイマー 45 分計	2	台	多目的グラウンド	
選手交代ボード IN/OUT	4	台	多目的グラウンド	
アルミ観覧台 3 段 5 連組立式	10	台	多目的グラウンド	(30 人掛)
担架	2	個	多目的グラウンド	
ラインカー	1	台	多目的グラウンド	
ミストシャワー	4	台	多目的グラウンド	

製氷機	1	台	屋根付運動場倉庫	
エアコンプレッサ等	1	式	屋根付運動場倉庫	
スタンダードテント 2×3 間スチール	4	張	多目的グラウンド	
スタンダードテント 1×1.5 間スチール	8	張	多目的グラウンド	
パラソル	8	本	多目的グラウンド	
パラソルスタンド	8	台	多目的グラウンド	
ラグビーゴール	2	対	多目的グラウンド	
ラグビーゴール抜き治具 φ100mm 用	2	本	多目的グラウンド	
ラグビーポール防護マット	8	枚	多目的グラウンド	
ラグビーゴール用保管台車	2	台	多目的グラウンド	
コインロッカー	20	基	大更衣室	
更衣室用長いす	10	脚	大更衣室	
パイプ車庫	2	個	多目的グラウンド	
散水ホース (40A)	6	個	多目的グラウンド	
ライザー管付ホースジョイント 50×40	6	個	多目的グラウンド	
ライザー管付ホースジョイント 50×25	2	個	多目的グラウンド	
スプリンクラーガン付き 二輪台車	6	台	多目的グラウンド	
バックボード (背板)	1	個	救護室	
折り畳み車椅子	1	台	救護室	
四つ折担架 (格納袋付)	1	個	救護室	
バックバルブマスク (成人用)	2	個	救護室	
バックバルブマスク (小児用)	2	個	救護室	
小型吸引機パワースマイル	1	台	救護室	
パルスオキシメーター	2	個	救護室	
水銀レス血圧計	1	個	救護室	
自動計測血圧計 (上腕測定用)	1	個	救護室	
聴診器	2	個	救護室	
人工芝用アタッチメント	1	台	多目的グラウンド	
乗用芝刈り機	1	台	多目的グラウンド	
AED※	1	台	事務所出入口	

※AEDは、本市にて令和5年6月末までリース契約中のため期間満了後、同等の機器を指定管理者の負担で新たに設置すること。